



平成 29 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 カドカワ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 川上量生  
(コード番号：9468 東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 松原真樹  
(TEL. 03-3549-6370)

### 当社子会社における業績連動型株式報酬制度及びE S O P制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 9 日開催の取締役会において、株式会社 KADOKAWA 及び株式会社 KADOKAWA の子会社（以下「当社子会社」といいます。）の取締役（社外取締役を除き、以下同様とします。）並びに株式会社 KADOKAWA の執行役員（以下「子会社取締役等」といいます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度並びに株式会社 KADOKAWA の従業員（以下「子会社従業員」といいます。）を対象とするインセンティブ・プランを導入することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

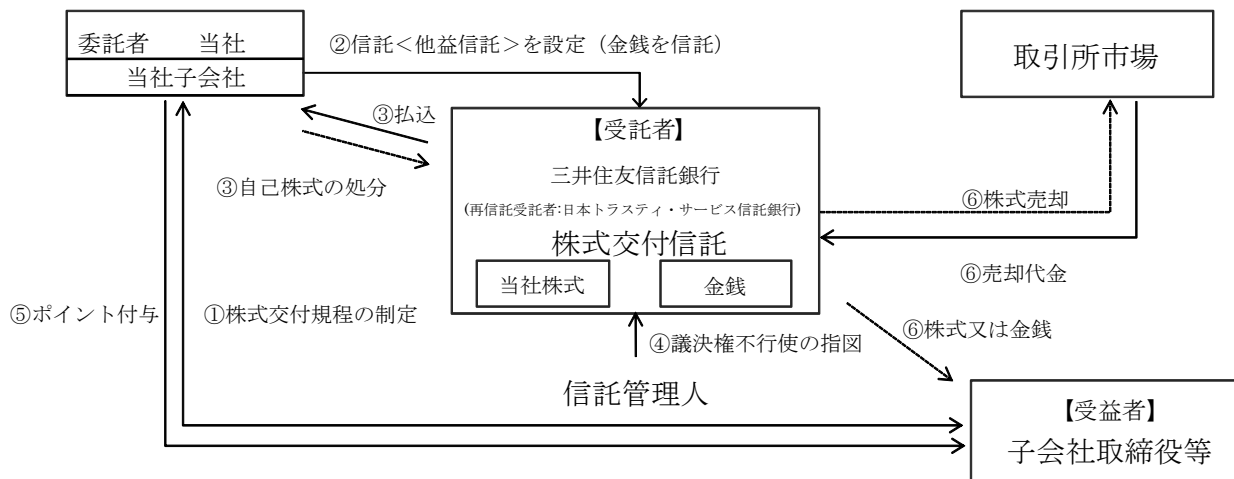
#### 1. 子会社役員向け株式報酬制度概要

##### (1) 制度概要

当社子会社は、子会社取締役等に対し、信託を用いた新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本子会社役員向け株式報酬制度」といいます。）を導入することといたしました。本子会社役員向け株式報酬制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する子会社役員向け株式交付信託（以下、「本子会社役員向け信託」といいます。）が当社株式を取得し、経営目標とする財務指標に対する達成度等一定の基準に応じて当社子会社が子会社取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本子会社役員向け信託を通じて子会社取締役等に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。

本子会社役員向け株式報酬制度の仕組みの概要は、以下の通りです。

<子会社役員向け株式交付信託の仕組みの概要>



- ① 当社子会社は子会社取締役等を対象とする株式交付規程を制定します。
  - ② 当社は子会社取締役等を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、当社子会社の取締役の報酬については、当社子会社の株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
  - ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法によります。）。
  - ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社子会社から独立している者とします。）を定めます。  
 本子会社役員向け信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
  - ⑤ 株式交付規程に基づき、当社子会社は子会社取締役等に対しポイントを付与していきます。
  - ⑥ 株式交付規程及び本子会社役員向け信託に係る信託契約に定める要件を満たした子会社取締役等は、本子会社役員向け信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受け取ります。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。
  - ⑦ 本子会社役員向け信託終了時における本子会社役員向け信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本子会社役員向け信託終了時における本子会社役員向け信託の残余財産のうち、金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社、当社役員、当社子会社、及び当社子会社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。
- なお、本子会社役員向け信託において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

## (2) 本子会社役員向け信託の概要

(1) 名称	子会社役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
(4) 受益者	子会社取締役等のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社子会社と利害関係のない第三者を選定する予定
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(7) 信託契約日	平成 29 年 3 月 1 日（予定）
(8) 金銭を信託する日	平成 29 年 3 月 1 日（予定）
(9) 信託終了日	平成 34 年 1 月 31 日（予定）

## (3) 本子会社役員向け信託による当社株式の取得の内容

- (1) 取得する株式の種類：当社普通株式
- (2) 株式の取得価額の総額：779,873,800 円
- (3) 取得する株式総数：455,800 株
- (4) 株式の取得方法：自己株式の処分（第三者割当の方法）により取得
- (5) 株式の取得日：平成 29 年 3 月 1 日（予定）

## 2. 子会社従業員向け E S O P 制度

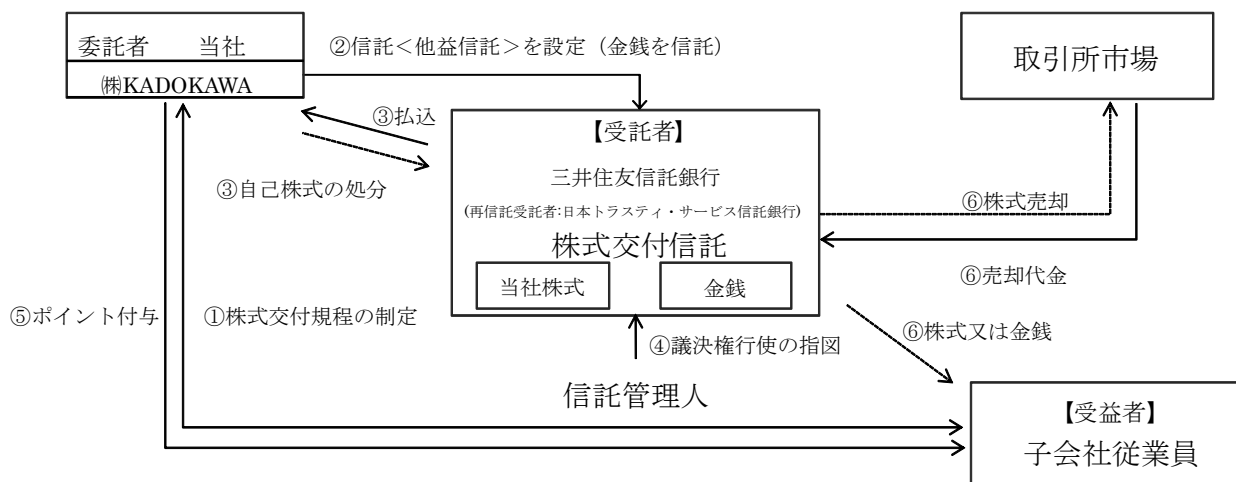
### (1) 制度概要

株式会社 KADOKAWA は、子会社従業員のインセンティブ・プランの一つとして E S O P 制度（以下、「本 E S O P 制度」といいます。）を導入します。

当社は、子会社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより子会社従業員向け株式交付信託（以下、「本子会社従業員向け信託」といいます。）を設定します。本子会社従業員向け信託はあらかじめ株式会社 KADOKAWA が定める株式交付規程に基づき子会社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、自己株式処分の方法により、当社から取得します。その後、本子会社従業員向け信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の子会社従業員の会社への貢献度等に応じた当社株式を、子会社従業員に交付します。

本 E S O P 制度の仕組みの概要は、以下の通りです。

<子会社従業員向け株式交付信託の仕組みの概要>



- ① 株式会社 KADOKAWA は、子会社従業員を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は子会社従業員を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法によります。）
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び株式会社 KADOKAWA から独立している者としてします。）を定めます。  
本子会社従業員向け信託内の当社株式の議決権行使の指図は信託管理人が行います。
- ⑤ 株式会社 KADOKAWA は、子会社従業員に対し、あらかじめ定めた株式交付規程に基づき、会社への貢献度等に応じ、将来交付する株式を計算するための「ポイント」を付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程に定められた要件を充足した子会社従業員について、所定の受益者確定手続を行ったうえ、受託者は子会社従業員に当社株式を交付します。
- ⑦ 信託期間の満了時に、受益者に分配された後、信託財産内に当社株式または金銭が残存している場合の処理は、以下のとおりとします。
  - (i) 信託契約の定めに従い、本 E S O P 制度と同一目的の新たな信託を設定した場合は、当該当社株式等に移転させます。
  - (ii) 上記 (i) の処理後、さらに本子会社従業員向け信託に当社株式が残存する場合は、受託者は信託管理人の指示に従って当社株式を売却します。
  - (iii) 上記 (ii) の売却代金を含む本子会社従業員向け信託内の一定の金銭を、残存ポイント及び信託終了時に付与されたポイントの比率に応じて子会社従業員に対して分配します。
 なお、本子会社従業員向け信託において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 本子会社従業員向け信託の概要

(1) 名称	子会社従業員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
(4) 受益者	子会社従業員のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び株式会社 KADOKAWA と利害関係のない第三者を選定する予定
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(7) 信託契約日	平成 29 年 3 月 1 日（予定）
(8) 金銭を信託する日	平成 29 年 3 月 1 日（予定）
(9) 信託終了日	平成 34 年 1 月 31 日（予定）

(3) 本子会社従業員向け信託による当社株式の取得の内容

- (1) 取得する株式の種類：当社普通株式
- (2) 株式の取得価額の総額：419,879,400 円
- (3) 取得する株式の総数：245,400 株
- (4) 株式の取得方法：自己株式の処分（第三者割当の方法）により取得
- (5) 株式の取得日：平成 29 年 3 月 1 日（予定）

以上